

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

		資料番号		4		担当課		建築住宅課	
法令名	建築基準法	根拠条項	7の3-1		許認可等の内容	建築物等の中間検査			
<p>(建築物に関する中間検査)</p> <p>第七条の三 建築主は、第六条第一項の規定による工事が次の各号のいずれかに該当する工程（以下「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、建築主事等の検査を申請しなければならない。</p> <p>一 階数が三以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事の工程のうち政令で定める工程</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、特定行政庁が、その地方の建築物の建築の動向又は工事に關する状況その他の事情を勘案して、区域、期間又は建築物の構造、用途若しくは規模を限つて指定する工程</p> <p>2 前項の規定による申請は、特定工程に係る工事を終えた日から四日以内に建築主事等に到達するように、しなければならない。ただし、申請をしなかつたことについて国土交通省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項ただし書の場合における検査の申請は、その理由がやんだ日から四日以内に建築主事等に到達するように、しなければならない。</p> <p>4 建築主事等が第一項の規定による申請を受理した場合においては、検査実施者は、その申請を受理した日から四日以内に、当該申請に係る工事中の建築物等（建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事中の建築物及びその敷地をいう。以下この章において同じ。）について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分及びその敷地が建築基準関係規定に適合するかどうかを検査しなければならない。</p> <p>5 検査実施者は、前項の規定による検査をした場合において、工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、当該建築主に対して当該特定工程に係る中間検査合格証を交付しなければならない。</p> <p>6 第一項第一号の政令で定める特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程及び特定行政庁が同項第二号の指定と併せて指定する特定工程後の工程（第十八条第二十二項において「特定工程後の工程」と総称する。）に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。</p> <p>7 検査実施者又は前条第一項の規定による指定を受けた者は、第四項の規定による検査において建築基準関係規定に適合することを認められた工事中の建築物等について、第七条第四項、前条第一項、第四項又は次条第一項の規定による検査をするときは、第四項の規定による検査において建築基準関係規定に適合することを認められた建築物の部分及びその敷地については、これらの規定による検査をすることを要しない。</p> <p>8 第一項第二号の規定による指定に関して公示その他の必要な事項は、国土交通省令で定</p>									

める。

(確認審査等に関する指針等)

第十八条の三 国土交通大臣は、第六条第四項及び第十八条第三項（これらの規定を第八十七条第一項、第八十七条の二並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）に規定する審査、第六条の二第一項（第八十七条第一項、第八十七条の二並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認のための審査、第六条の三第一項及び第十八条第四項に規定する構造計算適合性判定、第七条第四項、第七条の二第一項及び第十八条第十七項（これらの規定を第八十七条の二並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査並びに第七条の三第四項、第七条の四第一項及び第十八条第二十項（これらの規定を第八十七条の二及び第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査（以下この条及び第七十七条の六十二第二項第一号において「確認審査等」という。）の公正かつ適確な実施を確保するため、確認審査等に関する指針を定めなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 3 確認審査等は、前項の規定により公表された第一項の指針に従って行わなければならない。

その他

平成 19 年 6 月 20 日国土交通省第 835 号「確認審査等に関する指針」

○愛媛県告示第 1021 号（平成 13 年 5 月 18 日）

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 6 項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成 13 年 7 月 1 日から施行し、同日以後に法第 6 条第 1 項の規定により確認の申請書を提出する建築物及び法第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物について適用する。

- 1 中間検査（法第 7 条の 3 第 4 項に規定する検査をいう。以下同じ。）を行う区域
愛媛県の区域のうち、法第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により建築主事を置く市の区域を除く区域
- 2 中間検査を行う建築物
次に掲げる構造、用途及び規模の建築物（法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる工程を含む建築物を除く。）
 - (1) 構造
すべての構造
 - (2) 用途
住宅の用途を含むすべての用途
 - (3) 規模
地階を除く階数が 3 以上の規模
- 3 指定する特定工程
次に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ次に定める工事の工程（これらの構造を併用する場合にあっては、いずれか早期に終える工事の工程）とする。ただし、法第 18 条第 1 項の規定の適用を受ける建築物、構造耐力上主要な部分を法第 68 条の 20 第 1 項に規定する認証型式部材等とした建築物及び法第 85 条の規定の適用を受ける建築物の工事の工程については、この限り

でない。

(1) 木造その他これに類する構造

土台、柱、はり、小屋組、筋かい等の構造上主要な軸組（枠組壁工法にあつては、耐力壁）
工事の工程

(2) 鉄骨造その他これに類する構造

2階床の建て方工事の工程

(3) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造その他これらに類する構造

2階床の配筋工事の工程

4 指定する特定工程後の工程

次に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ次に定める工事の工程とする。

(1) 木造その他これに類する構造

土台、柱、はり、小屋組、筋かい等の構造上主要な軸組（枠組壁工法にあつては、耐力壁）
が隠れることとなる内外装工事の工程

(2) 鉄骨造その他これに類する構造

柱、はり、筋かい等の構造上主要な軸組が隠れることとなる内外装工事の工程

(3) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造その他これらに類する構造

2階のはり及び床のコンクリート打込み工事の工程

(参考)

(告示一部改正) 平成 18 年 6 月 30 日愛媛県告示第 1004 号(告示日施行)

(告示一部改正) 平成 19 年 7 月 13 日愛媛県告示第 1251 号(告示日施行)

(告示一部改正) 平成 23 年 6 月 28 日愛媛県告示第 837 号(告示日施行)